

リフォームにも使える! 住宅貸付け

住宅の購入だけでなく、リフォーム資金にも使用できる「住宅貸付け」をご案内します。

住宅貸付けで1番利用されているのは
「**修理・リフォーム**」です!

- 屋根塗装
- キッチン
- 壁紙の貼替
- お風呂
- トイレ
- スロープを取り付けたい
- 手すりが欲しい



利率は変動金利 令和7年7月時点

住宅貸付け申込ランキング

- 第1位 **住宅の修理・リフォーム**
 - 第2位 新築戸建住宅の購入
 - 第3位 中古マンションの購入
- ※東京支部令和元年度～令和6年度の申込実績による。

選ばれる理由

- 利率 年 **1.32%** 担保不要
 - 貸付上限額 **1,800**万円 (10万円未満切捨て) ※1
 - 返済回数 毎月分 **360**回以内
ボーナス分 **60**回以内
- 給与控除だからラク

※1) 貸付上限額は組合員期間に応じて異なります。

更に! 介護リフォーム等 ※2 なら

- 利率 年 **1.06%** 担保不要
 - 貸付上限額 **300**万円 (10万円未満切捨て)
 - 返済回数 毎月分 **360**回以内
ボーナス分 **60**回以内
- 住宅貸付けと併用可能

※2) 介護構造部分に係る貸付け
組合員が、「要介護者に配慮した構造を有する住宅」または介護に必要となる機器が設置された住宅の新築、修理等をするための資金が対象 (要介護者の有無を問わない。)

比べてください
この金利!

万一のときにも安心! **団体信用生命保険あり!**
(任意加入)

まずは早めにご相談を!

お申込みは毎月受付中

毎月10日申込締切 ▶ 翌月10日貸付 (土日祝の場合は異なります。)
住宅貸付けは、貸付日以降に支払う費用のみ貸付対象です。

よくあるご質問

Q 申込方法、スケジュール、上限額を教えてください。

A 「貸付申込説明書」をご確認ください。
(東京支部ホームページに掲載)

Q 育児休業中ですが、貸付申込みできますか。また返済はどうすればよいでしょうか?

A 貸付申込みできます。また、以下の猶予制度を利用することができます。

対象者

育児休業、配偶者同行休業、1月以上の介護休暇、心身の故障による休職(傷病手当金または傷病手当金附加金の支給を受けている期間は除く。)の承認を受け、給料の全額が支給されないとき。

申出方法

猶予希望月の前月14日(土日祝の場合は、その前平日)までに「**償還猶予申出書**」(東京支部ホームページに掲載)を、所属所を通じて、貸付担当宛てに提出してください。

◎ 猶予期間満了後の償還方法 例: 猶予期間が7月～12月の場合

承認された猶予期間						猶予期間満了後の償還(定期償還分)+(猶予返済分)						猶予返済終了後			
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	7月	8月
						1月 例月分	2月 例月分	3月 例月分	4月 例月分	5月 例月分	6月 例月分 ボーナス分※	7月 例月分	8月 例月分		
							7月 例月分	8月 例月分	9月 例月分	10月 例月分	11月 例月分	12月 例月分 ボーナス分※			

※ボーナス併用償還の場合

※猶予期間が満了した月の翌月から、定期償還金額に償還猶予した各月分の償還額を上乗せして償還します。

※また、ボーナス併用償還の場合は、猶予期間が満了した月の直後の6月または12月のボーナス支給時からボーナス償還額に償還を猶予したボーナス分の償還額を上乗せして償還します。

※短期組合員の方は、特別貸付けのみご利用可能です。

問合せ先

給付貸付課貸付担当

☎03-5320-6823